

地域生活支援事業について

障害者総合支援法第 88 条に基づき、市町村が定める障害福祉計画においては、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めなければならないこととされていますが、平成 26 年 5 月 15 日付の国通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」が一部改正されたことに伴い、成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めることとされました。

1 実施する事業の内容

別紙、資料（別添）における実施する事業の内容を定めることとなります。

（例）意思疎通支援事業

聴覚障がい者の日常生活及び社会生活における意思の疎通を円滑にするために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

2 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

平成 29 年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定めることとなります。

(1) 事業の実施に関する考え方

実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記します。

（例）意思疎通支援事業

登録手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業を実施していきます。

(2) 事業の量の見込み

地域における障害福祉サービス等の社会資源の状況や障害者等のニーズを踏まえ、事業の中から数値で見込み量を定める事業を選定し、見込み量を記載します。

(例) 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者数・要約筆記者派遣事業

・実利用見込み件数

イ 手話通訳者設置事業

・実設置見込み者数

3 各年度の見込量の確保のための方策

各種社会資源の活用など効果的・効率的な事業の確保方策を定めます。

(例) 意思疎通支援事業

障がい者等の社会参加を促すため、その他の者の意思疎通を仲介する手話奉仕員等の養成研修を実施して参ります。

4 その他実施に必要な事項

特記すべき事項があれば定めます。